

令和6年2月22日

○行政処分問い合わせ先

健康福祉部障害政策課地域生活支援係

電話：027-226-2638 内線：2638

○監査結果問い合わせ先

健康福祉部監査指導課監査指導第三係

電話：027-226-2556 内線：2556

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の行政処分について

指定障害児通所支援事業者に対して監査を実施したところ、児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、8号、10号に該当する事実が認められたため、本日、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者の名称 株式会社カポノ
代 表 者 代表取締役 田中 悦己
事業者の住所 群馬県桐生市元宿町9番20号

2 対象事業所

事業所の名称 コーディキッズ桐生
事業所の所在地 群馬県桐生市仲町一丁目2番41号
サービスの種類 ①指定放課後等デイサービス事業 ②指定児童発達支援事業
定 員 10人
指 定 年 月 日 ①令和5年3月1日 ②令和5年8月1日
事業所番号 1050300316 (①②共通(多機能型事業所))

3 処分の内容

指定の取消し(指定取消年月日：令和6年4月1日)

4 処分の理由

(1) 不正の手段による指定【児童福祉法第21条の5の24第1項第8号】

令和5年3月1日及び令和5年8月1日の指定申請に当たり、虚偽の添付書類を作成し指定を受けた。

(2) 不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

ア 不正請求額(概算)

	指定児童発達支援事業分	指定放課後等デイサービス事業分	合計
不正請求額	58,350 円	2,479,310 円	2,537,660 円
不正件数	4 件	42 件	46 件
不正請求の期間	令和5年8月～10月	令和5年7月～10月	—

イ 不正請求の内容

(ア) 児童発達支援管理責任者について、群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第94号)(以下「基準条例」という。)に規定する人員基準を満たしていないことを知りながら、障害児通所給付費を減算せずに不正に請求し受領した。

(イ) 個別支援計画作成について、基準条例に規定する一連の手順を踏んでいないことを知りながら、障害児通所給付費を減算せずに不正に請求し受領した。

(ウ) 児童指導員等加配加算について、基準条例に規定する人員基準を満たしていないことを知りながら、当該加算に係る障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

(3) 不正不当【児童福祉法第21条の5の24第1項第10号】

ア 不正の手段による指定

(ア) 児童発達支援管理責任者が常勤専任として勤務する予定がないにもかかわらず、常勤専任で勤務する旨の虚偽の申請書を作成し、県に提出した。また当該児童発達支援管理責任者の居所として借上げ寮を用意する旨の虚偽の確約書を作成し、県に提出した。

(イ) 児童指導員について、勤務予定がないにもかかわらず、勤務する旨の虚偽の申請書を作成し、県に提出した。また当該児童指導員の居所として借上げ寮を用意する旨の虚偽の確約書を作成し、県に提出した。

イ 不正請求

(ア) 実際には勤務していないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者の名前が記載された虚偽のシフト表及び業務日誌を作成した。

(イ) 個別支援計画は児童発達支援管理責任者が利用者及びその保護者に説明しなければならないが、実際には勤務していない児童発達支援管理責任者の氏名を記載した虚偽の個別支援計画を作成した。